

(第6号別紙)

令和5年度 第2回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和5年12月6日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 飯田 毅 市川市立大柏小学校 校長
(11名) 植木 昭貴 市川市立第六中学校 校長
椎名 美幸 市川市立須和田の丘支援学校 校長
藤森亜希子 千葉地方法務局市川支局総務課 課長
田野 英明 千葉県市川警察署生活安全課 課長
(代理出席:松嶋 啓太)
林 輝夫 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
(代理出席:荒谷 健士)
宮崎 美穂 市川市こども家庭支援課 課長
青木 良斗 市川市少年センター 所長
富永香羊子 市川市教育委員会指導課 課長
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
(代理出席:野村 聡美)
城戸 三郎 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 高洲 学 指導課 主幹
川野辺 修 義務教育課学校安全安心対策担当室 主幹
杉本林太郎 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹
志村 一樹 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹

5 議 題 (1) 各機関・団体より(いじめの相談その他取組等について)
(2) 本市におけるいじめの発生状況及び対応について

6 そ の 他

【担当室 川野辺主幹】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。

私は事務局の学校安全安心対策担当室、川野辺と申します。よろしく願いいたします。

資料の確認をいたします。

(資料確認) 3点

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの青木所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を青木所長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

【少年センター 青木委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の青木と申します。本日の進行を務めて参ります。どうぞよろしく願いいたします。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はございますか。

【事務局】

本日の傍聴者はありません。

【少年センター 青木委員】

それでは、令和5年度 第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

本日の出席者ですが、今回は2回目の会議となりますので、お配りしました委員名簿での紹介に代えさせていただきます。なお本日、市川市PTA連絡協議会会長の富田委員が体調不良、民生委員児童委員協議会副会長の岡本委員が他の会議と重なったため欠席されるとの連絡が入っております。

それでは本日の議題に入ります。

まず初めに、現在のいじめに関する取組や相談状況について、各機関・団体より報告をお願いします。報告順は名簿の順とさせていただきます、お一人3分を目安にお願いできればと思います。なお、ご質問等につきましては、全ての方の報告が終了後にお願いしたいと思います。

それでは、大柏小学校校長、飯田委員よりお願いします。

【大柏小学校 飯田委員】

みなさん、こんにちは。お手元の資料に沿って説明いたします。本校では、6月と11月に教育相談月間として、学校生活アンケートを実施し、担任の先生と1対1で面談する機会を設定しています。アンケートは学年によって異なっていて、今回資料に掲載しているのは、低学年用になります。高学年用は、もう少し内容や項目が増えたものとなります。

2年間勤務する中で、大きく継続しているいじめの案件が少ない状況です。落ち着かない児童が、特定の児童に手を出してしまうケースをいじめと認定しているケースはあります。その都度指導して、継続していくことがないようにしています。

昨年度は、事実を認めないことで、解消に至らないケースがありました。こじれたというわけではありませんが、「言った・言わない」がうやむやになって終わってしまったケースがありました。全体として、道徳的な観点での指導が必要だと感じています。

【第六中学校 植木委員】

本校については、資料はございませんが、簡単に説明いたします。

11月末現在で、本校では年10件を超えるいじめ案件が認知されています。3年生よりは2年生、2年生よりは1年生と、学年が下がると認知件数が増えています。主ないじめの内容は、冷やかしかやからかい、悪口等の一般的に軽微なものと分類されるものが多い状況です。部活動や学級の中など、毎日過ごす場で発生しているものが多く、状況によっては生徒がかなり苦痛を感じているという認識をもち、学校として丁寧に対応していく次第です。

いじめの認知に関しては、年間3回のアンケート、年間2回の教育相談、三者面談等で認知を図っています。大事だと考えているのが、前回もお話しましたが、教員がきちんといじめの定義に沿って認知すること、そして生徒が傍観者にならないように、相談しやすい環境や人間関係づくりを心がけています。生徒が相談しやすい環境や人間関係づくりができるように、教員に指導しています。

本校では、週一回の生徒指導部会にて、認知、対応策の検討、経過観察等を共有しています。いじめの解消判断については、3か月というものがありますが、3か月经つまでは小康状態であっても資料に記載して、経過観察することとしています。

また、本校ではいじめ防止に対する特別な取組について、現在はしておりませんが、他校での取組も聞いていますので、本校でも検討してまいります。

【須和田の丘支援学校 椎名委員】

本校では、年3回の教育相談を行っております。嫌だったことや辛かったことなど、なかなか自分の思いを言葉で伝えられない子供もいるので、保護者からの聞き取りや、訴えがあったことに対しては先生方のアンテナを高くして対応していくということをしています。教育相談では、1対1で、子供の話を十分に聞くという姿勢で臨んでいます。

今年度、いじめの認知があったのは、下校時に教員の見回りが無い時に、バスを待っている時に悪口を言われた、ちょっかいを出されたというものがありました。本人も担任に伝えられましたし、保護者からの情報も大切にしています。早々に担任が見守りを行い、登下校についていくことや、クラスや学年を超えたところでは、他の職員の見守りも行っています。

二中ブロックで、イエローリボン運動を行っています。成果としましては、期間を長く取り組んだことで、児童生徒は、他学年や他学級の友達の出来事を立ち止まり読んでいる様子を見ることができました。また、些細な出来事でも人によっての感じ方の違いに気付くことができたり、友達の知らない一面を知ること、会話の内容の広がりがあったりしました。

本校の特性として、保護者の力も借りながら、いじめの問題に取り組むことが大事だと感じています。

【法務局 藤森委員】

法務省の人権擁護機関におけるいじめ対策の取組として2つ紹介します。1つ目としましては、学校におけるいじめを始め、体罰や家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小中学校の児童生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配付しております。SOSミニレターは、料金受取人払いの便箋兼封筒になっていまして、悩み事を書いて投函してもらえれば、届いた際に人権擁護委員や法務局の職員が丁寧に返事を書いて、本人が希望した場所へお送りするものになっております。これを通じて、おうちの方や学校の先生に相談しづらいものも的確に把握して、学校及び関係機関との連携を図りながら解決に向かって取り組んでおります。

本年度市川市内では、62通のミニレターが届いており、そのうち15通がいじめに関するものになっていました。返信したものに再度手紙をいただくこともありますし、翌年もまたミニレターを送ってきてくれるということもあります。

2つ目として、人権擁護委員が中心となって実施している人権教室があります。この活動は主に小学生を対象に、総合的な学習の時間等を利用して実施しております。子供たちに思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうことを目的として、ビデオや紙芝居、絵本などの色々な工夫をした教材を活用して行っております。市川市内の小中学校において、現時点で40校・241回の人権教室を開催しており、市内ほとんどの小中学校で実施しております。

【市川警察 田野委員（代理：松嶋）】

市川警察署では、前回の会議以降で扱った主だった事案としては、いじめに関するものは複数件ありまして、いじめをうけて自殺を考えて家出をしてしまった事案であったり、行為自体はそこまで重くないと考えられるものでも結果として相手方が負傷してしまったという事案があったりしました。

いじめ相談としては、発生直後に警察に届け出にくる方がいたり、学校や相手方と長期間話し合った結果、折り合いがつかない時に届け出を出しに来たりするケースが見られました。

届け出までに時間を要している場合は、記憶や証拠などが薄れてしまって、捜査が困難になってしまう場合がありますので、重大な結果が発生している場合など、警察が介入すべき事案が発生した際には、関係機関の方々から早期の情報提供をいただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

市川警察署としましても、いじめ問題には積極的に介入していきたいと思っております。

【行徳警察 林委員（代理：荒谷）】

前回の会議以降で扱った主だった事案としては、金銭が絡むトラブルがありました。

先ほどの市川警察署さんがおっしゃったように、後々事件として検討する際には、警察には早期に相談をいただければ、対応が早くなると考えられますのでよろしく願いいたします。

いじめに関する相談を受けた場合は、相談者やいじめの被害者などから詳しく話を伺いながら学校とも連携を図って対応していき、法令に触れる行為がありましたら適切に対応していこうと考えております。

【こども家庭支援課 宮崎委員】

いじめ問題と養育困難の問題の関係性を実感しているところではありますが、前回の会議から今回に

至るまで、いじめを主体とする大きな問題はありません。

こども館では児童厚生員が「何でもきくよ いっしょに考えよう」というバッジをつけており、いじめまではいかないまでも、学校や家庭、人間関係など子供たちの悩みを聞いています。時折、こども館でけんかや物の紛失といった事件があり、その原因に学校での人間関係からきているものも見られるので、その際は学校へも連絡し、情報共有や連携など、協力して進めていきたいと考えております。

【少年センター 青木委員】

少年センターでは、相談窓口が2つあります。1つはSNS相談窓口で、対象を小学校高学年から中学生としています。SNS相談については、「友だちとうまくいかないけれど、どうしたらいいか」というような相談が最近ありました。

もう1つは電話相談になりますが、こちらは児童生徒だけでなく保護者も対象としています。高校生や大学生の保護者からの相談で、特に不登校に関する相談が多いことが特徴です。

当センターの事業にSNSトラブル防止出張授業があり、担当者が学校等に出向いて授業を行います。そこでは、児童生徒にアンケートをとっているのですが、「困ったことがあったときに、身近に相談できる人はいるか」という設問に対して、「いる」と答える割合が高いです。「いない」ということが問題だと考えておりますので、「いる」と答えた割合が高かったことは、担当者としてはよかったなと感じているところです。今のところ、相談の内容からは、いじめの問題は見られない状況です。

【指導課 富永委員】

日頃よりご協力いただき、感謝申し上げます。

前回の会議でもお伝えしていたいじめの認知シートが定着し、各学校で、事案が発生すると記録していくということが恒常化し、データが蓄積されてきています。しかし、発生から時間が経過した後に、保護者から電話をいただくケースがあります。その内容は、「自分の子供がいじめられている」という主訴のもので、学校に確認の連絡を入れると、子供同士では解決していて互いに謝って納得しているが、保護者が納得していないというケースが最近増えていると感じています。最終的には子供を飛び越えて保護者同士が納得いかない状況に陥るケースがあるので、学校には指導したことを双方の保護者にきちんと伝えて、納得していただくまで丁寧に対応することが大切であると伝えていきます。3か月経って何もなければ解消となっていくわけですが、今後学校は、解消したかどうかを確認していく作業が大切になってきます。解消していない件は積極的に介入していく必要があると考えておりますので、引き続き当課としても注視していきたいと思っております。

【学校地域連携推進課 榎本委員（代理：野村）】

前回の会議でもお伝えしていた、学校支援実践講座の進捗状況についてお話しします。

学校支援実践講座は、いじめ未然防止を柱とした市川市独自の講座になります。講座の受講者が地域支援者となり、小学校や中学校の交流会に参加します。

交流会とは、小学校や中学校の主に道徳の授業で、架空事例をもとに人間関係のトラブルについて意見交流を行う場面に参加し、子供たちの意見をコーディネートしていくものになります。

令和5年度は、昨日までに19校、81学級が交流会を実施しております。この後2月まで行われ、全部で24校、のべ672名の地域支援者が関わってくださる予定となっております。

今年度交流会に参加した児童生徒からは、「自分だったらどうするかを考えられるようになった」、「い

じりといじめの区別について考えた」、「人は感じ方が違うのだとわかった」、「嫌な思いをしている人にそっと声をかけられる人になりたい」、という声があがりました。教員からも、「身近な事例を使って、少人数で大人と話し合うことで、自分事として考えられたようだ」「普段考えきれない、それぞれの人の背景を、時間をたっぷり使って考える機会となった」という声があがり、自分事として考えるよい機会となっているのではないかと感じております。

これからもこの交流会を続けていきたいと考えております。そのためにも地域支援者を募集していますので、興味がある方がいましたら当課まで教えていただければと思います。

【義務教育課 城戸委員】

日頃よりご協力ありがとうございます。いじめに関する直接的な対応、生徒指導に関する部分は指導課さんをお願いしております。当課に寄せられるものは、学校の対応や教師の対応についてといった、いじめの問題からは離れたものが多くなっています。

その際に、「事実確認がどこまでできているか」、「進めていくべき対応は何か」等の助言をしているところですが、やはり最初の話し合いや説明、その後の対応の重要性を感じています。学校現場では、いろいろなことがあると思いますので、スクールロイヤー等、学校と協力して進めていきたいと考えています。

【少年センター 青木委員】

ありがとうございました。只今各委員の方よりご報告やご説明がございましたが、それについて、何かご質問やご意見がありましたら挙手の上ご発言をお願いします。

(質問なし)

【少年センター 青木委員】

次は協議の2ですが、ここからは非公開の内容となります。それでは協議の2「本市のいじめの状況及び対応」について、指導課指導課高洲主幹よろしく願いいたします。

(以下、非公開)

【担当室 川野辺主幹】

本日はありがとうございました。本協議会は年間2回の実施ですので、定例会としては本日で終了となります。今年度末までまだ数か月残っておりますが、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日の会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。非公開資料につきましては、机上に置いたままご退席ください。

【少年センター 青木委員】

以上で第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和5年12月6日

市川市いじめ問題対策連絡協議会